

医療機関における 麻薬等の取扱い上の留意点について①

東京都 保健医療局 健康安全部
薬務課 麻薬対策担当

1

医療機関における麻薬等の取扱い上の留意点について パート1
このコンテンツでは、医療機関の麻薬管理者を対象に、麻薬等の取扱い上の留意点について説明します。

目次	
1 事故	6 麻薬処方箋
2 廃棄	7 麻薬帳簿
3 免許	8 携帯輸入
4 譲渡・譲受	9 麻薬管理者の届出(年間届)
5 保管	10 覚醒剤原料の取扱いについて

パート1では、「1 事故」から「5 保管」まで説明します。
スライドの右上に、麻薬取扱いの手引の該当ページを載せていますので、見直しの際にご活用ください。

1 事故

3

1 事故

適用条文

◆麻薬及び向精神薬取締法◆

【第35条第1項】麻薬事故届

- ・麻薬取扱者は、その所有し、又は管理する麻薬につき、**滅失、盗取、所在不明その他の事故**が生じたときは、**すみやかに**その麻薬の品名及び数量その他事故の状況を明らかにするため必要な事項を、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者にあつては厚生労働大臣に、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、**麻薬施用者、麻薬管理者**又は麻薬研究者にあつては**都道府県知事に届け出なければならない。**

4

こちらは、麻薬事故届の法的な根拠になります。
麻薬の事故が生じた際、麻薬管理者は、すみやかに都道府県知事に届け出る必要があります。

麻薬事故の分類



・麻薬事故とは、**意図しない不測の事態**により、**存在していた麻薬がなくなる**ことを指す。

- ・滅失(破損、流出等)

(例) 調剤中に麻薬を床に落とし飛散させ回収不能、アンプルを割り麻薬の水溶液が回収不能

- ・盗取

- ・所在不明

- ・その他の事故

(例) 誤調剤した麻薬を患者に服用させた。

Point !

誤調剤だけでは麻薬事故に該当しない！

こちらは、麻薬事故の分類です。

麻薬事故とは、「意図しない不測の事態により、存在していた麻薬がなくなること」を指します。

事故は大きく4つに分けられ、麻薬が物理的に所在を失うことを「滅失」といいます。

滅失は、その原因によって、破損や流出等に区別されます。

他には、麻薬が盗難された場合を「盗取」、紛失などで麻薬が所在を失うことを「所在不明」、滅失、盗取、所在不明以外の事故を「その他の事故」としています。

誤解されている方も多いのですが、誤調剤だけでは、麻薬事故にはあたりません。

麻薬事故とは、意図しない不測の事態により、存在していた麻薬がなくなること

を指します。誤調剤しただけでは、麻薬そのものはなくなっていないので、その時点では事故に該当しません。

誤調剤した麻薬を患者に服用させてしまった場合はこの時点で、あるべき麻薬がなくなった、と考えられるため、事故に該当します。

麻薬事故後の手続き

- ・ 滅失(流失、破損等)
⇒ 薬務課へすみやかに麻薬事故届を提出
- ・ 所在不明、その他
⇒ 薬務課へすみやかに麻薬事故届を提出
薬務課が麻薬診療施設へ立入検査
- ・ 盗取
薬務課へすみやかに麻薬事故届を提出
⇒ 薬務課が麻薬診療施設へ立入検査
警察署へ盗難届を提出
⇒ 警察が捜査(事情聴取、犯人逮捕等)



6

麻薬事故が発生した後の手続きですが、どの事故の場合にも「すみやかに」事故の届け出を行ってください。
盗取が強く疑われる場合については、事故届を提出すると同時進行で、最寄りの警察署にも相談してください。
場合によっては、警察が捜査を行います。

所在不明、その他の事故、盗取については、薬務課職員が立入検査を行います。
原因究明や再発防止策について、病院内で取り組んでください。

滅失については、基本的に立入検査の対象ではありませんが、件数が多い、同じような事故が続く等の場合には、再発防止のため必要な措置を講じてください。

麻薬事故届

手引きP.15

麻薬事故届

免許証の番号	第12-3456号	免許年月日	令和5年1月1日
免許の種類	麻薬管理者		
麻薬事務所	所在地	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号	
	名称	医療法人社団 丸野会 丸野病院	
事故が生じた麻薬	品名	モルヒネ塩酸塩注射液10mg	
	数量	1A	
事故の発生状況 (事故発生日・月・日 場所・事故の種類)	令和5年1月1日午後2時ごろ、入院患者○池○子へ施用するため、モルヒネ塩酸塩注射液10mg 1Aを薬剤部で使用したところ、薬剤師の○中○子の手をすべらせ、誤って床に落としました。破損させた。こぼれた0.5mLは、回収不能であったが、アンプル中に残っていた0.5mLを回収し、回収液は薬剤師の木の桶立会いにより適切に廃棄した。		
上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。 令和5年2月5日	住所	東京都千代田区丸の内二丁目3番4号	
	氏名	薬務 太郎	
	東京都知事 殿		

来庁または郵送にて提出ください。
必ずしも麻薬管理者である必要はありませんが、事故の概要を説明できる方に来庁をお願いいたします。
郵送での提出を希望の際はメール等での事前確認をお願いいたします。

麻薬管理者の
住所・氏名

(注) 1 麻薬管理者のいる診療施設にあっては、麻薬管理者の住所、氏名
2 麻薬管理者のいない診療施設にあっては、麻薬施用者の住所、氏名

7

麻薬事故届は、必要事項を記入し、薬務課の窓口へ提出してください。事故届の様式は、薬務課のホームページからダウンロードできます。

事故届の届出者は、麻薬管理者のいる医療機関の場合には、麻薬管理者になります。

医療機関の所在地や名称ではなく、麻薬管理者のご住所と氏名を記載してください。

麻薬管理者のいない医療機関の場合には、麻薬施用者になります。

事故届提出のため来庁される方は、必ずしも麻薬管理者である必要はありませんが、窓口で事故の概要をお聞きすることがありますので、その事故について説明できる方である必要があります。

事故届の作成に際して、記載内容に不安な点がある場合には、事前にご相談ください。

事故に関する事例①

ペチジン塩酸塩注射液35mg1Aを麻薬金庫から取り出す際、手を滑らせ落下、破損させてしまった。
アンプル内に残っていた0.2mLはシリンジで吸い取り、床にこぼれた0.8mLはガーゼで拭き取った。

- ・アンプル製剤の破損事故。
- ・シリンジで吸い取った0.2mL、ガーゼで拭き取った0.8mLはともに事故届の対象となるため、事故の数量は「1A」。
- ・すみやかに「麻薬事故届」を提出。

8

事故に関する事例をご紹介します。

この事例のように、アンプルを破損させて薬液がこぼれてしまった場合、回収分、未回収分のどちらも、事故届の対象となります。
この場合、事故の数量は「1A」、もしくは「1mL」と記載します。

事故届には、シリンジで回収した薬液を薬剤師立会いの下廃棄したことだけでなく、こぼれた薬液を拭き取ったガーゼ等についても適切に廃棄したことを記載してください。

事故に関する事例②

フェンタニル0.1mg/2A(4mL)を生理食塩液20mLで希釈、2mL/hrで投与していた。
15時に確認した際には異常がなかったが、15時30分に確認したところ、接続部が緩み薬液が漏れていた。

- 点滴中の流失事故。
- 麻薬の流失量は、最後に異常がないことを確認した時点から漏れを発見した時点まで薬液が漏れていたと仮定したものになる。
(事故の数量: $2\text{mL/hr} \times 0.5\text{hr} \times 4\text{mL} \div 24\text{mL} = 0.17\text{mL}$)
- すみやかに「麻薬事故届」を提出。

9

2つ目の事例は、点滴のルートから薬液が漏れてしまった、流失事故です。

事故麻薬の数量は、流失したと考えられる最大量になります。

この事例では、15時に異常がないことを確認、15時30分に薬液が漏れていることを発見しているため、最大で30分間、薬液が漏れていたと仮定します。

今回は、流失量の計算に流速を用いていますが、15時の時点で残量が何mLあったか確認できていた場合には、流失発覚時の残量との差し引きと濃度の計算だけで、流失量を求めることができます。

2 廃棄

10

2 廃棄

適用条文

◆麻薬及び向精神薬取締法◆

【第29条】麻薬廃棄届

- ・麻薬を廃棄しようとする者は、麻薬の品名及び数量並びに廃棄の方法について都道府県知事に届け出て、当該職員の立会いの下に行わなければならない。ただし、麻薬小売業者又は麻薬診療施設の開設者が、厚生労働省令で定めるところにより、麻薬処方箋により調剤された麻薬を廃棄する場合は、この限りでない。

【第35条第2項】調剤済麻薬廃棄届

- ・麻薬小売業者又は麻薬診療施設の開設者は、第29条ただし書の規定により、麻薬処方箋により調剤された麻薬を廃棄したときは、30日以内に、その麻薬の品名及び数量その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

11

廃棄についての適用条文です。

ここで重要なのは、麻薬廃棄届は事前に、調剤済麻薬廃棄届は廃棄後30日以内に、届出が必要、という点です。

麻薬廃棄の手続き

① 麻薬廃棄届(廃棄前に提出)

【対象麻薬】

古くなった麻薬、汚染や破損等で使用しなくなった麻薬、誤調剤により使用しなくなった麻薬等

調剤済麻薬廃棄届として処理しないこと

② 調剤済麻薬廃棄届(廃棄後30日以内に提出)

【対象麻薬】

患者の容態変化等で施用中止になった麻薬、患者の家族から返却された麻薬等

③ 届出不要

【対象麻薬】

施用残りの麻薬注射液、患者に投与したが吐き出した等で服用出来なかった麻薬錠剤等

麻薬の廃棄は、3パターンに分かれます。

まず、麻薬廃棄届ですが、こちらは廃棄する前に届出が必要です。対象麻薬については、ご覧の通りです。使用期限切れ麻薬は、麻薬廃棄届の対象ですので、ご注意ください。

誤調剤した麻薬についても、麻薬廃棄届の対象となります。誤って調剤済麻薬廃棄届で廃棄してしまうと、無届廃棄、つまり法違反となってしまうので注意してください。

調剤済麻薬廃棄届は、廃棄後30日以内に提出する必要があります。対象は、麻薬処方箋により調剤された麻薬です。

施用した残りの注射液等は、届け出が不要です。

廃棄に関する事例①

麻薬金庫に保管していたモルヒネ塩酸塩注射液10mgが古くなったので、アンプルをカットして注射液を下水に放流した。

無届廃棄
(麻向法第29条違反)

- 古くなった麻薬は、「**麻薬廃棄届**」を届け出た後、薬務課職員立会いの下、廃棄する。

14

廃棄に関する事例を紹介します。

こちらは、古くなった麻薬を、届出不要であると思い込み、棄ててしまった事例です。

この場合、本来は事前に麻薬廃棄届を提出した上で棄てるべき麻薬を、必要な届出をせず、都職員の立会いなく棄ててしまったということで、さきほどから示しているように、麻薬及び向精神薬取締法第29条の違反になります。

麻薬管理者が理解していても、医師や看護師が知らずに棄ててしまうケースもあるので、注意が必要です。

廃棄に関する事例②

ペチジン塩酸塩注射液35mg1Aをアンプルをカットした際、アンプルヘッドが破損し、アンプル内に破片が混入してしまった(注射液の流出はなかった)。医師は使用できないと思い、そのままシンクへ放流してしまった。

無届廃棄
(麻向法第29条違反)

- ・調製中に汚染された麻薬は、「麻薬廃棄届」を届け出た後、薬務課職員立会いの下、廃棄する。

15

2つ目は、調剤中に破片によって汚染され使用できなくなった麻薬を、麻薬の事故であると誤認し、棄ててしまった事例です。

アンプルが破損しても、薬液の全量がこぼれずに残っている場合、麻薬の事故にはあたりません。

この事例のように、アンプルの破片で汚染された薬液は、「麻薬廃棄届」の対象となります。

事故であると誤認し、必要な届出をせず、都職員の立会いなく廃棄した場合にも法違反となります。

また、使用前に誤調製に気付き、医薬品として使用できなくなった麻薬を、麻薬の事故であると思い廃棄してしまった、という事例も少なくありません。誤調製しただけでは事故にはあたらず、こちらも法違反となってしまうので、麻薬の廃棄には十分ご注意ください。

3 免許

16

3 免許

適用条文

◆麻薬及び向精神薬取締法◆

(1)麻薬施用者免許

【第2条第18号、第3条第2項第7号】都道府県知事の免許を受けて、疾病の治療の目的で、業務上麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方箋を交付する者をいう。

(2)麻薬管理者免許

【第2条第19号、第3条第2項第8号、第33条第1項】

- ・都道府県知事の免許を受けて、麻薬診療施設で施用され、又は施用のため交付される麻薬を業務上管理する者をいう。
- ・2人以上の麻薬施用者が診療に従事する麻薬診療施設の開設者は、麻薬管理者1人を置かなければならない。但し、その開設者が麻薬管理者である場合は、この限りではない。

適用条文です。

重要なのは、施用、施用のための交付、麻薬処方箋の発行には、麻薬施用者免許が必要、ということです。

麻薬施用者免許のない状態でこの3つを行うと、当然、法違反となります。また、麻薬施用者が2人以上いる場合には、麻薬管理者を置く必要があります。

(1)麻薬施用者免許

- ・麻薬を施用(処方)するために必要
- ・個人に与えられる(医師、獣医師、歯科医師)
- ・都道府県ごとの免許
- ・免許証に記載されている診療施設でのみ施用可能
- ・有効期間あり(最大3年)

Point !

麻薬を施用(処方)する医師全員が取得しなければならない！！



麻薬施用者免許についてです。
麻薬施用者免許は、都道府県ごとに与えられます。
他県で免許を持っている場合でも、都内で麻薬を扱うためには免許を取得する
必要がありますので、ご注意ください。
また、麻薬の施用や処方を行う医師全員が取得しなければなりません。

(2) 麻薬管理者免許

- 医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師
- 個人に与えられる
- 都道府県ごとの免許
- 免許証記載の診療施設で管理
- 有効期間あり(最大3年)

Point !
2人以上の麻薬施用者が勤務している場合に必要！



麻薬管理者についても、都道府県ごとに免許が必要です。
麻薬施用者が複数いる場合には、麻薬管理者をおこななければなりません。

免許に関する事例①

4年前に東京都で麻薬施用者免許を取得していた(継続の手続きはしていない)。現在はA県で麻薬施用者免許を取得している。東京都でも有効だと思い、都内の診療所で麻薬を処方した。

無免許施用
(麻向法第27条第1違反)

- 免許の有効期間は、**最大3年間**
- 免許は**都道府県ごと**に必要。

免許に関する事例を紹介します。

こちらは、都内での麻薬施用者免許の有効期間が切れていたにも関わらず、他県で取得した免許が都内でも有効であると誤認し、麻薬を処方してしまった事例です。

先ほどのスライドでお示したように、免許の有効期間は最大で3年間であり、免許は都道府県ごとに必要です。

免許に関する事例②

麻薬施用者免許を持っていなかったが、患者が他院で処方されていたコデインリン酸塩錠20mgを希望したため、コデインリン酸塩錠20mgが麻薬であるとは知らずに、電子カルテシステムで院外麻薬処方箋を発行してしまった。

無免許施用
(麻向法第27条第1違反)

- ・コデインは濃度が1%を超えるものは麻薬であることを、院内の医師に周知徹底する。
- ・電子カルテシステムで麻薬施用者番号がない場合は、処方できなくするような予防策が有効。

こちらは、麻薬施用者免許を取得していない医師が、麻薬を処方しているつもりのないまま麻薬を処方してしまった事例です。

コデインリン酸塩錠20mgやコデインリン酸塩散10%は、麻薬に該当しないと誤認されることが多い品目です。
院内で周知するとともに、電子カルテシステムを使用している場合には、麻薬施用者免許の情報がなければ、麻薬処方箋を発行できない設定にするなど、予防策が必要です。

免許に関する事例③

麻薬施用者が1名勤務している診療所において、麻薬施用者免許が必要なくなったため、麻薬施用者免許の継続手続きを行わなかった。
麻薬診療施設の廃止に関する手続きも行わず、麻薬施用者免許の有効期間が切れた後、50日を超えて麻薬を所持していた。

不正所持

- ・麻薬診療施設でなくなった場合、「業務廃止届」、「麻薬所有届」及び「麻薬廃棄届」（所有している麻薬を譲渡する場合には、「麻薬譲渡届」）による手続きが必要。
- ・「業務廃止届」、「麻薬所有届」は業務廃止後15日以内に届け出。
- ・麻薬診療施設でなくなってから50日を超えて麻薬を所持することはできない。

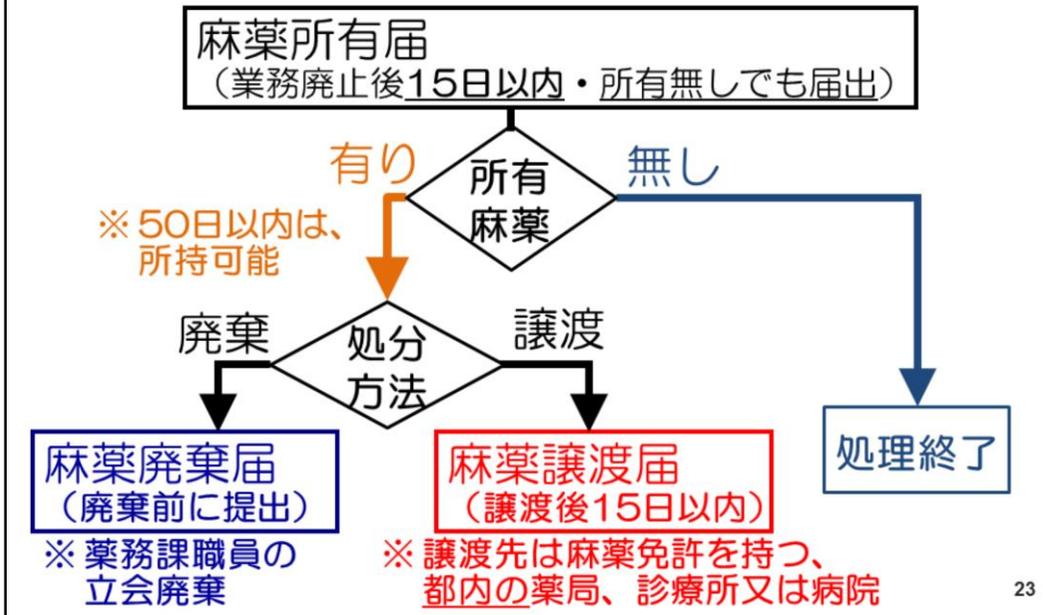
こちらは、麻薬業務の廃止について、必要な手続きを行っていなかった事例です。

麻薬施用者が1人もいなくなった場合、その診療施設は、麻薬診療施設ではなくなります。

麻薬診療施設でなくなった場合には、業務廃止届、麻薬所有届、及び麻薬廃棄届等による手続きが必要です。

麻薬施用者免許、麻薬管理者免許は、継続する場合と、有効期間中に業務を廃止した場合だけでなく、免許の満了と同時に麻薬の取扱いをやめる場合にも手続きが必要になりますので、必要な手続きについて、よく確認していただくようお願いいたします。

業務廃止後 開設者変更後 の麻薬の処理



こちらは、業務廃止、開設者変更に関する麻薬の処理についてのチャートです。
業務の参考にしてください。

4 讓渡・讓受

24

4 讓渡・讓受

適用条文

◆麻薬及び向精神薬取締法◆

【第24条第9項】譲渡し

- ・麻薬卸売業者は、当該免許に係る麻薬業務所の所在地の都道府県の区域内にある麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者及び麻薬研究施設の設置者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。

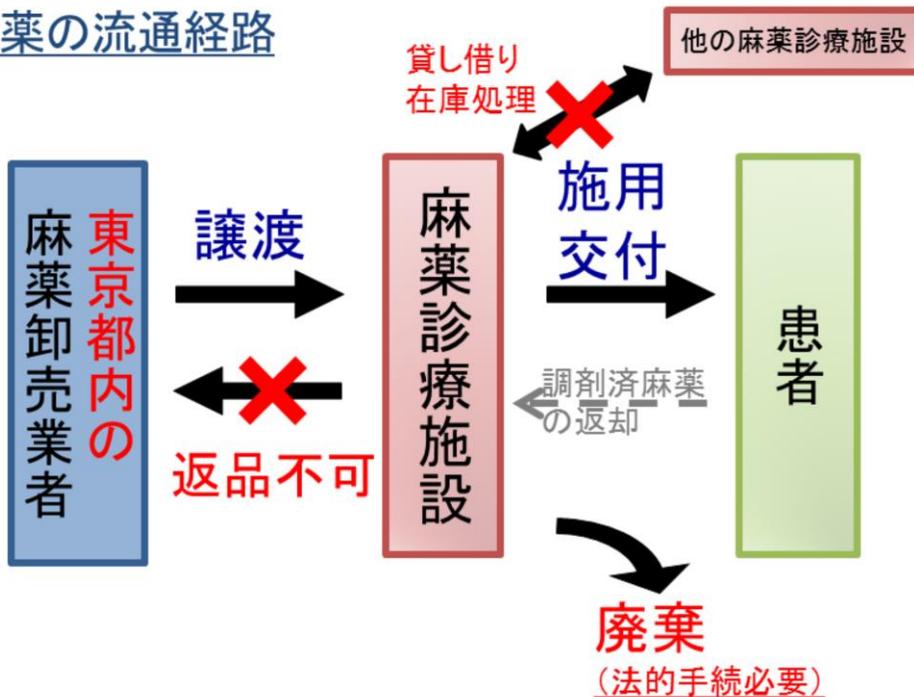
【第26条第3項】譲受

- ・麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者は、第24条の規定により禁止される麻薬の譲渡の相手方となってはならない。

適用条文です。

麻薬は、同一都道府県内の麻薬卸売業者から譲り受けます。

麻薬の流通経路



26

麻薬の流通経路について説明します。

病院・診療所は麻薬卸売業者から麻薬を譲受しますが、その相手は同一都道府県内の麻薬卸売業者に限られます。

一度譲り受けた麻薬は、原則、返品できません。

原則、と申し上げたのは、特別な事情、例えば、自主回収の場合などに、厚生労働大臣の許可を得て譲渡することができるためです。

病院・診療所が麻薬を譲り渡すことができるのは、施用や交付に伴って患者に譲り渡す時だけです。

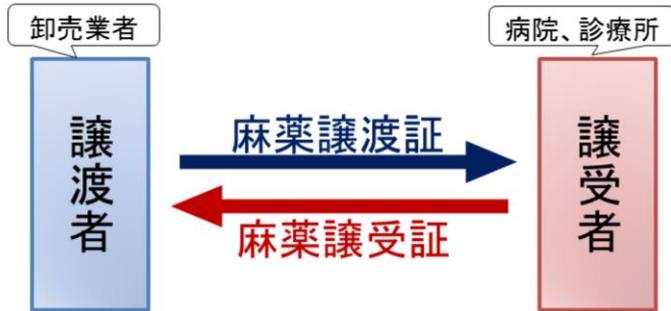
たとえ同一開設者の診療施設同士であっても、麻薬の貸し借り、在庫処理はできません。

病院・診療所は、患者やその家族から、施用しなくなった麻薬を譲り受けることができます。

患者やその家族からは、他の麻薬診療施設や薬局で交付された麻薬についても、譲り受けることが可能です。

患者から譲り受けた麻薬は、調剤済麻薬廃棄届で処理します。

譲渡・譲受



麻薬譲渡証・譲受証は2年間保存

27

麻薬卸売業者からの譲受の際には、麻薬診療施設は麻薬譲受証を交付し、麻薬卸売業者からは麻薬譲渡証の交付を受けてください。

交付された麻薬譲渡証については、2年間保存してください。

麻薬を譲受(購入)する際の注意事項

- 他の薬局、病院、診療所との貸し借りは不可(同一開設者でも不可)
- 品名、数量、製品番号等と現品が相違ないか
- 容器に証紙による封かんがされているか
- 破損や不足等はないか

開封確認は必須ではないが、購入後の使用時等に破損等を発見した場合は、**麻薬管理者(施用者)**が麻薬事故届を提出しなければならない



麻薬を譲受する際の注意事項ですが、品名や数量、製品番号などが現品と相違ないか、封緘がなされているかを必ず確認してください。開封確認は必須ではありませんが、譲受した後に破損等を見つけた場合は、卸売業者ではなく、譲り受けた麻薬管理者が事故届を提出することになるので、注意してください。

麻薬管理者が交代した際には、取引のある卸売業者に、その旨を連絡してください。

麻薬譲受証

- ・譲受人(麻薬診療施設の開設者)の責任で作成

- ・譲受人の氏名

法人にあつては名称と代表者職名及び氏名

- ・麻薬管理者(施用者)の免許番号・氏名

- ・麻薬の品名・数量

- ・譲受人(麻薬診療施設の開設者)の押印

法人の場合は代表者印又は麻薬専用印の押印

継続すると番号が
変わることがあります

- ・URL

<https://www.hokeniryu.metro.tokyo.lg.jp/anzen/iyaku/sonota/toriatsu-kai/joujyu.html>

麻薬譲受証は、譲受人の責任で作成してください。
麻薬譲受証については、様式や記載例を薬務課のホームページに掲載しておりますので、ご活用ください。

譲渡・譲受に関する事例

交付する麻薬が10錠不足した。
隣接する同一開設者の診療所から当該麻薬10錠を借りて患者に交付した。

**不正譲渡・譲受
不正所持**

- ・他の薬局、病院、診療所との貸し借りは不可(同一開設者でも不可)
- ・基本的に、麻薬卸売販売業者以外から麻薬を入手することはできない。

譲渡・譲受に関する事例です。

この事例のように、他の診療所から麻薬を譲り受けた場合、不正譲渡・譲受、不正所持にあたり、法違反となります。
隣接している場合でも、同一開設者であっても、麻薬のやりとりはできません。

麻薬譲渡許可申請

- 厚生労働大臣の許可を得て、麻薬を譲渡する際は麻薬譲渡許可申請が必要。

問い合わせ先：厚生労働省関東信越厚生局麻薬取締部
03-3512-8691(直通)

- 治験麻薬製剤や自主回収品等を麻薬卸売業者に返却する時は当申請が必要。
- 麻薬譲渡許可書に記載されている「譲り渡し期間」内でなければ譲渡できない。
- 譲渡者は譲渡許可書を、譲受者はそのコピーを保管しておくこと。
- 譲渡した麻薬数量を払出数量欄に、譲渡理由、譲渡許可番号等を麻薬帳簿の備考欄に記載しておくこと。

31

麻薬譲渡許可申請についてです。

治験麻薬製剤や自主回収品などを卸売業者に返却する必要がある場合、厚生労働大臣に許可を得て、麻薬譲渡を行うことができます。この麻薬譲渡は、許可書の譲り渡し期間内でなければ行うことができません。譲渡許可を得て譲渡した場合、譲渡者は譲渡許可書を、譲受者はそのコピーを保管しておいてください。

また、記録として、麻薬帳簿に譲渡した麻薬数量や譲渡理由、譲渡許可番号などを記載してください。帳簿への記載方法については、のちほど帳簿の項目で説明します。

5 保管

32

5 保管

適用条文

◆麻薬及び向精神薬取締法◆

【第34条第1項、第2項】保管

- ・麻薬取扱者(麻薬施用者、麻薬管理者)は、その所有し、又は管理する麻薬を、その麻薬業務所内で保管しなければならない。
- ・前項の保管は、麻薬以外の医薬品(覚醒剤を除く。)と区別し、かぎをかけた堅固な設備内に貯蔵して行わなければならない。

適用条文です。
麻薬は、麻薬業務所内に保管し、かぎをかけた堅固な設備内に貯蔵しなければなりません。

麻薬保管庫

- かぎのかかる堅固な設備

- 金属製
- 重量金庫(概ね50kg以上)or 固定してある(外側から容易に外せない)
- かぎについては、2か所以上でかぎがかかる構造(シリンダー錠とダイヤル錠が望ましい)

- 麻薬専用(覚醒剤と一緒に保管可能)

- 麻薬保管庫は施錠のできる室内に設置

Point !

スチール製ロッカー、机の引き出し、手提げ金庫は不可！



ST

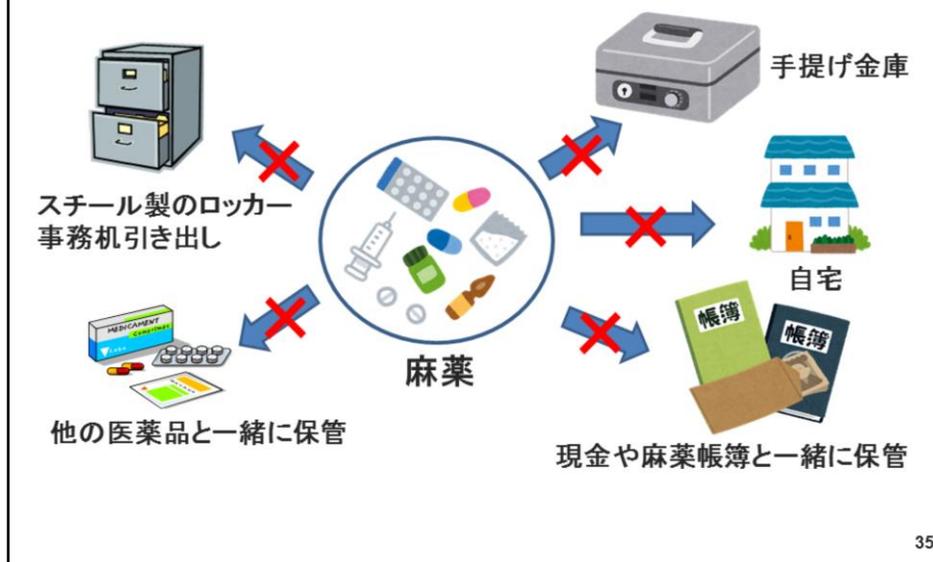
かぎのかかる堅固な設備の「堅固な設備」とは、金属製であり、概ね50kg以上の重量金庫、または固定してあって外側から容易に外せない必要があります。

かぎについては、2か所以上で鍵がかかる構造にしてください。

この保管庫は麻薬専用で、麻薬以外の医薬品と一緒にすることはできませんが、覚醒剤と一緒に保管することは可能です。

また、保管庫は、施錠できる室内に設置してください。

麻薬保管の不適切事例



こちらは、保管庫の不適切事例です。

スチール製のロッカーや事務機の引き出し、容易に持ち運べる手提げ金庫は、鍵がかかっても、堅固な設備には該当しません。
業務所以外の場所の保管、例えば、自宅での保管も不適切です。

また、麻薬専用である必要があるため、覚醒剤以外の医薬品、例えば向精神薬や覚醒剤原料と一緒に保管することはできませんし、麻薬帳簿や現金等とも一緒に保管することはできません。

保管に関する事例①

院外麻薬処方箋のみを交付し、麻薬を保管することのないクリニックでも、麻薬保管設備は必要か。
また、患者やその家族から麻薬の返却を受けた場合には、どうしたらよいか。

- 麻薬を保管しない麻薬診療施設については、麻薬保管設備の設置は要しない。
- 麻薬保管設備がない診療施設において、患者等から麻薬の返却を受けた場合には、直ちに「調剤済麻薬」として他の職員立会いの下で廃棄する。
- 保管する場合には、麻薬保管設備を設置し、その中で保管する。

36

保管に関する事例です。

麻薬を保管することのない麻薬診療施設については、必ずしも麻薬保管設備を設置する必要はありません。

このような診療施設でご注意いただきたいのが、患者からの返却麻薬です。麻薬保管設備のない麻薬診療施設では、麻薬を保管することができませんので、患者などから麻薬の返却を受けた場合には、「調剤済麻薬」として、直ちに廃棄してください。

保管に関する事例②

麻薬施用者が、往診のため麻薬を持ち出す場合、往診カバンにあらかじめ必要量の麻薬を常備しておくことは可能か。

- 往診のため麻薬を持ち出す際は、**その都度、必要最小限の麻薬を持ち出す。**
- カバン等に**あらかじめ常備しておくことはできない。**
- 持ち出している間、**麻薬の入ったカバン等を移動用の車等に放置しないよう注意。**
- 持ち帰った麻薬は、直ちに麻薬保管庫に戻す。

37

こちらは、往診に関する事例です。

麻薬施用者は、往診のために麻薬を持ち出すことができますが、持ち出す際には、その都度、必要最小限の麻薬を持ち出してください。カバンなどに、あらかじめ常備しておくことはできません。

持ち出している間は、麻薬の入ったカバンなどの扱いに十分注意してください。

往診を終えて持ち帰った麻薬は、直ちに麻薬保管庫に戻してください。

続きは、

医療機関における麻薬等の取扱い上の留意点について②
をご覧ください。

医療機関における麻薬等の取扱い上の留意点についてパート1の説明は、以上で終了です。

続きは、医療機関における麻薬等の取扱い上の留意点についてパート2をご覧ください。